

人権に関する法令等
・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・人権教育・啓発に関する基本計画
・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
・人権教育の指導方法等のあり方について
・児童の権利に関する条約　など

教育目標
・自ら学ぶ生徒
・心身を鍛える生徒
・社会をつくる生徒

生徒の実態
・素直で明るく、仲間とのつながりを大切にする。
・広い視野を持って行動できないことがある。
・自ら学ぶ努力が十分ではない。

本校の人権教育の目標
・人権教育を計画的・組織的に進め、人権の意義や重要性を正しく理解させる。
・自他の大切さを認められるような環境をつくることにより、人権感覚を十分に身に着けさせ、互いを尊重した人間関係を築く。
・日常的な生活の中にも見られる偏見や差別などの様々な人権の課題に気づき、自分たちの問題として解決していこうとする力を育てる。

保護者・地域の願い
・他者への思いやりや感謝の気持ちが素直に表せる生徒
・周りに流されず、自分の意思をしっかりとって物事の判断ができる生徒
・目標を持ち、それに向かって努力できる生徒。
・素直に物事に感動できる、感受性豊かな生徒。
・自然を愛し、命の尊さを理解できる生徒

めざす生徒像
1年：自分を大切にするとともに、他人の立場に立って、気持ちを考えることができる。
2年：自分を大切にするとともに、互いの個性を尊重し、協力して活動ができる。
3年：自分を大切にするとともに、互いの個性を尊重し、思いやりに満ちた人間関係を築くことができる。

指導のねらい
・全教育活動を通して、自他の人権を大切にしようとする豊かな人間関係を築く。
・人権課題を正しく理解し、様々な問題を主体的に解決しようとする力を育てる。
・各教科等では、基礎的・基本的な内容を確実に定着させる。

教職員の研修
・人権教育担当を中心に、計画的に教職員の研鑽をはかり、人権問題についての理解をより深める。
・一人ひとりの教職員が各教科等で自ら課題を設定し、研修を行う。
・人権教育プログラムなどを活用して実践し、その結果から指導の改善をはかる。

学年・学級での指導
・個々の生徒の個性を理解したうえで、学年や学級の実態を把握し、そこに生じる課題を的確に解決するように努める。
・生徒一人ひとりに、その能力を生かした役割を与え、クラスの一員としての自覚を持たせる。
・毎日の朝読書の時間をきちんと確保するなど、心の糧を豊かにする環境作りをする。
・保護者や地域等とも協力をはかり、生徒相互、生徒・教職員が尊重し合える人間関係をつくる。

保護者・地域との連携
・学年便り・学校便り・HPを通じて、学校の教育活動への理解を深める。
・保護者会や教育相談で、相互の信頼関係を密にする。
・地域やPTA主催の活動に積極的に参加する。
・各種の教育機関が集中した地域性を利用して、各機関との相互の交流を活発に行う。